

# 島根県公共事業環境配慮指針

島根県

作成者	環境管理責任者(環境生活部長)
制定	平成15年4月1日
最終改訂	平成21年4月1日

## 第1 指針の目的

資源やエネルギーの大量消費を伴う社会経済活動は、私たちに便利な暮らしをもたらした反面、環境への大きな負荷を与え、水質汚濁や廃棄物などの身近な環境問題のみならず、地球の温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を生じさせた。

本県においても、生活排水等による河川・湖沼の水質汚濁、廃棄物の排出に伴う環境への負荷の増加、有害化学物質などによる新たな環境問題などが生じている。また、過疎化や高齢化の進行などにより森林や農地が有する環境保全機能の維持が困難となる事態も生まれている。

こうした状況の中で、かけがえのない地域や地球の環境を守り、はぐくみ、これを将来の世代に引き継いでいくことは、今の時代に生きる私たちすべての責務であり、そのため環境への負荷の少ない社会構造への転換を図り、将来にわたって人と自然が共生でき、持続的発展が可能な社会を構築していくことが求められている。

とりわけ土地の改変や建物の建設等を伴う公共事業は、これまでの自然環境、人々の生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがあり、その構想・計画及び実施に当たっては十分な環境への配慮が必要である。

これまで規模が大きく環境影響が著しい事業については、環境影響評価法、島根県環境影響評価条例により環境への配慮を行う仕組みが整備されてきている。

しかし、県は県内最大規模の事業者、あるいは消費者として、率先して環境の保全に取り組む責務を有しており、基本的にすべての事業を実施するうえで、環境配慮の視点をもつことが求められる。

こうした状況を踏まえ、平成11年2月に策定した島根県環境基本計画（以下「基本計画」という。）において、県が行う公共事業について環境配慮指針を策定し、環境保全に関する取り組みを強化することとしている。

本指針は、基本計画に基づき、県が行う公共事業について環境配慮の方針を示すこととするものである。

## 第2 指針の構成

### （1）対象事業

本指針の対象とする事業（以下「指針対象事業」という。）は、別表1のとおりとする（ただし、災害復旧事業、環境影響評価法又は島根県環境影響評価条例の対象となる事業を除く）。

### （2）配慮事項の設定

基本目標、個別配慮目標を定め、この目標を達成するため、個別配慮事項を設定する。

### （3）環境配慮の手順

①事業の進捗を調査・計画、設計、実施の三段階（調査・計画段階とは基本設計・概略設計段階を、設計とは詳細設計段階を、実施とは工事施工段階をいう。）に分け、それぞれの段階において環境に配慮すべき事項を設定する。

②指針対象事業について別表2「環境配慮の手順」により、積極的な環境配慮を図かる。

**(4) 事業別環境配慮指針**

(1)～(3)に基づき、別表3のとおり事業別環境配慮指針を定める。

**第3 指針の運用**

実施した環境配慮の内容について、別に定める要領に従い評価を行い、継続的に環境配慮の向上に努める。

**第4 対象外事業への配慮**

本指針の対象とならない事業についても、本指針に準じて、できる限り環境配慮に努めるものとする。

別表1

## 島根県公共事業環境配慮指針対象事業一覧表

NO	事業の種類	事業の内容	事業の内容の細区分	規模要件
1	道路	国道・県道・県代行道路	新設・改良・改築	計画区間4車線1km以上、又は2車線5km以上
		農道	新設・改良・改築	計画区間2車線5km以上
		林道	新設・改良・改築	計画区間5km以上
2	河川	河川整備・改修		延長1km以上
		ダム建設		全事業
3	海岸			延長0.5km以上
4	漁港			施設用地5000m <sup>2</sup> 以上
5	港湾			施設用地5000m <sup>2</sup> 以上
6	空港	空港	新設・拡張	全事業
7	埋立・干拓	公有水面埋立・干拓		全事業
8	農業・農村	ほ場整備		受益面積50ha以上
		かんがい排水		延長3km以上
		防災ダム		全事業
		ため池		湛水面積1ha以上
9	砂防・治山	砂防・ダム事業		堰堤高13.0m以上
		・流路工		全体計画延長1.5km以上
		治山・山腹		計画区域0.3ha以上
		・溪流(ダム)		堰堤高6.0m以上
		地すべり対策工		防止区域指定面積40ha以上
		急傾斜地崩壊対策・雪崩対策		計画延長500m以上
10	公園	自然公園	新設・拡張	全事業
		農村公園	新設・拡張	計画区域10ha以上
		森林公園	新設・拡張	計画区域10ha以上
		都市公園	新設・拡張	計画区域10ha以上
11	下水道			全事業
12	用地造成			計画区域10ha以上
13	電気	発電所建設		全事業
		風力開発		全事業
14	水道	水道・工業用水設備		管路延長5km以上
15	建築物等	建築物	新築・増築・改築	延べ床面積2,000m <sup>2</sup> 以上
			改修	発注事業費1億円以上
			解体	延べ床面積500m <sup>2</sup> 以上
		工作物・設備	新設・改修・解体	発注事業費1億円以上

\*規模要件は全事業期間における事業規模とする

別表2

## 環 境 配 慮 の 手 順

時期	環 境 配 慮 の 手 順 ・ 内 容																							
調査計画段階	<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">         事業特性・地域特性等に応じた構想・計画の立案       </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">         法規制等の整理 環境情報の把握       </div> <div style="width: 20%; text-align: right;">         ← 現状調査       </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">         構想・計画の環境に与える影響を評価し、回避、低減・代替等を検討       </div>																							
設計段階	<p style="text-align: center;">具体的な環境配慮の検討 (路線等の選定、工作物の形態、施工方法)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境配慮の事例（例示）</th> </tr> <tr> <th>個別配慮目標（称）</th> <th>個別配慮事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 大気環境の確保</td> <td>           ☆迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保            ☆排ガス対策建設機械の採用         </td> </tr> <tr> <td>□ 豊かな水環境の確保</td> <td>           ☆車両・建設機械の洗浄設備・施設の設置            ☆沈砂池の設置・適切な管理            ☆汚濁防止膜の設置         </td> </tr> <tr> <td>□ 土壤環境の確保</td> <td>           ☆土地履歴調査による汚染物質の有無の確認            ☆地盤沈下対策            ☆現存する表土や植生の保全         </td> </tr> <tr> <td>□ 騒音・悪臭の低減</td> <td>           ☆低騒音・低振動機械の使用            ☆防音壁の設置            ☆迂回路の確保等適切な交通規制         </td> </tr> <tr> <td>□ 化学物質による汚染防止</td> <td>           ☆P C B 廃棄物やアスベストの確認と適切な処理            ☆アスベストの適切な処理         </td> </tr> <tr> <td>□ 廃棄物の発生抑制・再利用の促進</td> <td>           ☆室内空気汚染対策            ☆建設副産物の発生量抑制         </td> </tr> <tr> <td>□ 野生生物の生息・生育環境の保全</td> <td>           ☆廃棄物の分別収集の徹底            ☆地域固有の生態系、渡り鳥の飛来地など優れた自然環境の把握         </td> </tr> <tr> <td>□ 快適な生活空間の形成</td> <td>           ☆照明による野生生物への影響の低減            ☆地域のランドマーク等の景観資源の利用         </td> </tr> <tr> <td>□ 地球温暖化の防止等</td> <td>           ☆展望広場、ポケットパーク等の整備            ☆排出ガス対策型建設機械の使用            ☆自然エネルギーの活用            ☆フロン・ハロン類の回収・適正処理         </td> </tr> </tbody> </table>	環境配慮の事例（例示）		個別配慮目標（称）	個別配慮事項	□ 大気環境の確保	☆迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保 ☆排ガス対策建設機械の採用	□ 豊かな水環境の確保	☆車両・建設機械の洗浄設備・施設の設置 ☆沈砂池の設置・適切な管理 ☆汚濁防止膜の設置	□ 土壤環境の確保	☆土地履歴調査による汚染物質の有無の確認 ☆地盤沈下対策 ☆現存する表土や植生の保全	□ 騒音・悪臭の低減	☆低騒音・低振動機械の使用 ☆防音壁の設置 ☆迂回路の確保等適切な交通規制	□ 化学物質による汚染防止	☆P C B 廃棄物やアスベストの確認と適切な処理 ☆アスベストの適切な処理	□ 廃棄物の発生抑制・再利用の促進	☆室内空気汚染対策 ☆建設副産物の発生量抑制	□ 野生生物の生息・生育環境の保全	☆廃棄物の分別収集の徹底 ☆地域固有の生態系、渡り鳥の飛来地など優れた自然環境の把握	□ 快適な生活空間の形成	☆照明による野生生物への影響の低減 ☆地域のランドマーク等の景観資源の利用	□ 地球温暖化の防止等	☆展望広場、ポケットパーク等の整備 ☆排出ガス対策型建設機械の使用 ☆自然エネルギーの活用 ☆フロン・ハロン類の回収・適正処理	
環境配慮の事例（例示）																								
個別配慮目標（称）	個別配慮事項																							
□ 大気環境の確保	☆迂回路の確保等適切な交通規制により、円滑な通行の確保 ☆排ガス対策建設機械の採用																							
□ 豊かな水環境の確保	☆車両・建設機械の洗浄設備・施設の設置 ☆沈砂池の設置・適切な管理 ☆汚濁防止膜の設置																							
□ 土壤環境の確保	☆土地履歴調査による汚染物質の有無の確認 ☆地盤沈下対策 ☆現存する表土や植生の保全																							
□ 騒音・悪臭の低減	☆低騒音・低振動機械の使用 ☆防音壁の設置 ☆迂回路の確保等適切な交通規制																							
□ 化学物質による汚染防止	☆P C B 廃棄物やアスベストの確認と適切な処理 ☆アスベストの適切な処理																							
□ 廃棄物の発生抑制・再利用の促進	☆室内空気汚染対策 ☆建設副産物の発生量抑制																							
□ 野生生物の生息・生育環境の保全	☆廃棄物の分別収集の徹底 ☆地域固有の生態系、渡り鳥の飛来地など優れた自然環境の把握																							
□ 快適な生活空間の形成	☆照明による野生生物への影響の低減 ☆地域のランドマーク等の景観資源の利用																							
□ 地球温暖化の防止等	☆展望広場、ポケットパーク等の整備 ☆排出ガス対策型建設機械の使用 ☆自然エネルギーの活用 ☆フロン・ハロン類の回収・適正処理																							
実施段階	<p style="text-align: center;">計画した環境配慮の実施</p>																							

## 事業別環境配慮指針

## 事業別環境配慮指針目次

	頁
1. 道路	1
2. 河川	5
3. 海岸	9
4. 漁港	13
5. 港湾	17
6. 空港	21
7. 埋立・干拓	25
8. 農業・農村	29
9. 砂防・治山	33
10. 公園	37
11. 下水道	41
12. 用地造成	45
13. 電気	49
14. 水道	53
15. 建築物等	57